

令和 5 年度新規指定事業所について

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 42 条の 2 第 1 項の草津市指定地域密着型サービス事業所として以下の通り指定しました。

- 1 事業所の名称 あろは南草津
- 2 事業所の所在地 滋賀県草津市追分南六丁目 20 番 1 号
- 3 指定年月日 令和 5 年 10 月 1 日
- 4 サービスの種類 （介護予防）小規模多機能型居宅介護

○介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）より抜粋

（地域密着型介護サービス費の支給）

第四十二条の二 市町村は、要介護被保険者が、当該市町村（住所地特例適用被保険者である要介護被保険者（以下「住所地特例適用要介護被保険者」という。）に係る特定地域密着型サービスにあっては、施設所在市町村を含む。）の長が指定する者（以下「指定地域密着型サービス事業者」という。）から当該指定に係る地域密着型サービス事業を行う事業所により行われる地域密着型サービス（以下「指定地域密着型サービス」という。）を受けたときは、当該要介護被保険者に対し、当該指定地域密着型サービスに要した費用（地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に要した費用については、食事の提供に要する費用、居住に要する費用その他の日常生活に要する費用として厚生労働省令で定める費用を除く。以下この条において同じ。）について、地域密着型介護サービス費を支給する。ただし、当該要介護被保険者が、第三十七条第一項の規定による指定を受けている場合において、当該指定に係る種類以外の地域密着型サービスを受けたときは、この限りでない。